

# 福岡県建設工事工事成績評定要領について

平成 19 年 3 月 30 日  
18 管第 12015 号  
総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長  
警察本部長  
教育長  
各委員会（委員）事務局長  
県議会事務局長  
各出先機関の長

福岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定につきましては、従来工事成績評定要領について（平成 14 年 3 月 4 日 13 管行第 142 号総務部長依命通達）により実施してきたところがありますが、平成 19 年 4 月 1 日から、別添福岡県建設工事工事成績評定要領に基づき実施することとなりましたので、内容を十分に理解の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、工事成績評定要領について（平成 14 年 3 月 4 日 13 管行第 142 号総務部長依命通達）は、廃止します。

上記のとおり命により通達します。

# 福岡県建設工事工事成績評定要領

平成 31 年 3 月 8 日 30 財活第 2580 号

## (趣旨)

**第 1 条** この要領は、福岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

**第 2 条** 評定の対象は、1 件の請負金額が 250 万円を超える建設工事（以下「工事」という。）とする。

## (評定の内容)

**第 3 条** 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等について行うものとする。

## (評定者)

**第 4 条** 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

- (1) 当該工事の契約を担当する所属の長（以下「所属長」という。）及び福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 177 条に規定する当該工事の検査員（以下「検査員」という。）
- (2) 所属長が指定する者
- 2 前項の規定にかかわらず、農林水産部、県土整備部及び建築都市部（以下「発注部」という。）においては、検査員及び各発注部で定める者が評定を行うものとする。

## (評定の方法等)

**第 5 条** 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の評定は、「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は、「工事成績採点表」（様式第 1 号その 1-1、様式第 1 号その 2-1 及び様式第 1 号その 2-2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「工事成績採点表」（様式第 1 号その 1-2）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は、「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は、「細目別評定点採点表」（様式第 2 号-1）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「細目別評定点採点表」（様式第 2 号-2）によるものとする。
- 4 評定にあたって、「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は「採点項目表（完成・一部完成）」（様式第 3 号その 1）又は「採点項目表（中間）」（様式第 3 号その 2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「採点項目表（完成・一部完成）」（様式第 3 号その 3）により評価の判定を行うものとする。さらに、その評定の結果を「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」の工事成績の評定者は、「工事成績項目別判定表（完成・一部完成）」（様式第 4 号その 1-1）又は「工事成績項目別判定表（中間）」（様式第 4 号その 2）、「建築及び建築設備工事」の工事成績の評定者は、「工事成績項目別判定表（完成・一部完成）」（様式第 4 号その 1-2）にそれぞれ記入し押印するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を書類にて提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 5 評定の結果は、工事成績評定表（様式第 5 号その 1。以下「評定表」という。）に記載するものとする。

## (評定の時期)

**第 6 条** 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は工事が完成したときに、

それぞれ評定を行うものとする。

**(評定表の提出)**

**第7条** 評定者は、評定を終了したときは、速やかに、所属長に工事成績評定結果提出書（様式第6号）及び添付書類を提出するものとする。

**(評定の結果の通知)**

**第8条** 所属長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（様式第7号その1）に項目別評定点（「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」にあつては様式第5号その2-1、「建築及び建築設備工事」にあつては様式第5号その2-2）を添付して、評定の結果を通知するものとする。

2 評定の通知を行った後、正当な理由により評定を修正した場合は速やかに、工事成績評定通知書（様式第7号その2）に項目別評定点（「建築及び建築設備工事を除く全ての工事」にあつては様式第5号その2-1、「建築及び建築設備工事」にあつては様式第5号その2-2）を添付し請負者に通知するものとする。

**(説明請求等)**

**第9条** 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から10日間（福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、工事成績評定結果説明請求書（様式第8号）により、通知を行った所属長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、前項の規定により説明を求められたときは、同項の期間の末日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に、工事成績評定に係る説明書（様式第9号）により回答するものとする。

3 所属長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会の審議を経るものとする。

4 所属長は、第2項の回答を行ったときは、説明申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

**(工事成績評定評価委員会)**

**第10条** 前条の工事成績評定評価委員会は、各部において設置するものとする。

**(評定表の提出期限及び提出先)**

**第11条** 所属長は、検査を完了した工事については、当該工事に係る評定表を当該検査完了の翌月の15日（同日が県の休日に当たるときは、その後直近の県の休日でない日）までに建築都市部建築指導課（出先機関にあつては各部主管課経由）に提出するものとする。

2 前項の提出は、各部が運用している情報システムを通じて行うことができるものとする。

**(各発注部の協力等)**

**第12条** 各発注部は、発注部以外の部局から評定について協力要請があったときは、これに応じるものとする。

**附 則**

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式目次

様式第1号その1-1	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第1号その1-2	工事成績採点表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第1号その2-1	工事既済部分〔中間〕検査採点副表	第5条
様式第1号その2-2	工事既済部分〔中間〕検査採点副表	第5条
様式第2号-1	細目別評定点採点表	第5条
様式第2号-2	細目別評定点採点表	第5条
様式第3号その1	採点項目表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第3号その2	採点項目表〔中間〕	第5条
様式第3号その3	採点項目表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第4号その1-1	工事成績項目別判定表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第4号その1-2	工事成績項目別判定表〔完成・一部完成〕	第5条
様式第4号その2	工事成績項目別判定表〔中間〕	第5条
様式第5号その1	工事成績評定表	第5条
様式第5号その2-1	項目別評定点	第8条
様式第5号その2-2	項目別評定点	第8条
様式第6号	工事成績評定結果提出書	第7条
様式第7号その1	工事成績評定通知書	第8条
様式第7号その2	工事成績評定通知書	第8条
様式第8号	工事成績評定結果説明請求書	第9条
様式第9号	工事成績評定に係る説明書（回答）	第9条